

学校において予防すべき感染症（藤沢市）

2024年4月1日

	病名	出席停止の期間の基準
第一種	感染症法の一類、結核を除く二類感染症（病名省略）＊鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第三種	新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝搬する能力を有することが新たに報告されたものに限る）であるものに限る	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	ただし、結核・髄膜炎菌性髄膜炎以外の疾病も病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない
	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

第三種 その他の感染症

通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急に措置をとることができる（文部科学省）

（1）出席停止措置をとる感染症（藤沢市立学校共通基準）

病名	出席停止の期間の基準
感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルス感染症等）	下痢・嘔吐症状が軽減した後、全身状態がよければ登校可能だが、手洗いを励行する
マイコプラズマ感染症	症状が改善し、全身状態のよい者は登校可能
A型肝炎	肝機能が正常になったものは登校可能
ヘルパンギーナ	全身状態が安定している場合は登校可能であるが、長期間、便からウイルスが排出されるので、手洗いを励行する
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24時間経過し、かつ解熱するまで（適切な抗菌薬療法開始後24時間以内に感染力は失せる。手洗い・うがいの励行が大切）

（2）通常は出席停止の措置をとらない感染症（藤沢市立学校共通基準）

病名	注意事項
手足口病	全身状態が安定している場合は登校可能。流行の阻止を狙っての登校停止は有効性が低い。手洗いの励行が重要。まれに脳症を伴った重症例があるので注意
伝染性紅斑	発疹のみで全身状態のよい者は登校可能
アタマジラミ	適切な駆除を行つよう指導する
水イボ（伝染性軟屬腫）	登校に制限はない。プール等で直接肌に接触しないよう露出部の水いぼを覆うなどの対応。タオル・ビート板・浮き輪などの共用をしない
とびひ（伝染性膿瘍疹）	登校に制限はないが、炎症症状の強い場合や化膿した部位が広範な場合は傷に直接触らないよう指導する
帯状疱疹	飛沫感染しないか接触感染をするので患部の被覆は必要

【参考】出席停止期間の算定の考え方

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。

ただし、第二種の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合についてはこの限りではない。